



島根県報

令和5年8月15日（火）

第 4 3 9 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

身体障害者福祉法の規定による医師の指定 (障がい福祉課) 2

保安林の指定施業要件の変更 (森林整備課) 2

【公 告】

公共測量の実施 (技術管理課) 2

【教委公告】

島根県立学校校務用ファイルサーバ等賃貸借に係る提案競技の実施 (学校企画課) 3

告 示**島根県告示第551号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

令和5年8月15日

島根県知事 丸 山 達 也

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
安田 優	眼科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	令和5年7月31日
筒井 愛佳	眼科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	令和5年7月31日
山崎 和裕	心臓血管外科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	令和5年7月31日

島根県告示第552号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和5年8月15日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
隠岐郡隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について松江市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年8月15日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

2 作業期間

令和5年7月7日から令和6年3月15日まで

3 作業地域

松江市鹿島町、島根町、東持田町及び西持田町地内

教 育 委 員 会 公 告

島根県立学校校務用ファイルサーバ等貸借業務の事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和5年8月15日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県立学校 校務用ファイルサーバ等貸借業務

(2) 仕様

島根県立学校 校務用ファイルサーバ等貸借業務に係る提案競技要求仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 期間

ア 開発期間（データ移行及び設定を含む。）

契約日から令和6年3月28日まで

イ 貸借期間

令和6年3月29日から令和11年3月28日まで

ウ 保守期間

システムの保守期間は貸借期間中とする。

(4) 提案価格の上限額

97,989,760円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

賃借料は貸借期間中、1か月毎に支払うこととする。受注者は契約金額決定後、契約締結前までに賃借料の月額を記載した「資金計画」を提出し、県の確認を得ることとする。

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあっては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、島根県教育委員会教育長の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業・法人の要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

カ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排

除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154条）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225条）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者（これらの法に基づき更生手続又は再生手続開始の申し立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

ク この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定をした協定が結ばれていること。

(7) 目的

(イ) 企業体の名前

(ロ) 構成員の住所及び名称

(ハ) 代表者の氏名

(ニ) 代表者の権限

(ホ) 構成員の出資の割合

(ヘ) 構成員の責任

(ト) 取引金融機関

(チ) 決算

(リ) 利益金の配当の割合

(ル) 欠損金の負担の割合

(レ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ロ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(セ) 解散後の契約不適合責任

(ウ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからクまでに該当すること。

エ 構成員は、この提案競技に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技説明手続

(1) 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

令和5年8月15日（火）から同年9月7日（木）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 配布場所

島根県松江市殿町1番地（島根県庁分庁舎1階） 島根県教育委員会学校企画課情報推進係

ウ 配布手続

配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で1部を配布する。なお、配布物の準備があるので、来庁する30分前に電話にて連絡すること。

(2) 提案競技説明会

開催しない。

4 提出書類

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

(1) 提案競技参加資格確認申請書 1部

- (2) 会社等概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）
 - (3) 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）
 - (4) 島根県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）
 - (5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）
 - (6) 協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）
 - (7) 担当者届 1部
 - (8) 納入実績書 1部
 - (9) 提案書提出書 1部
 - (10) 提案書 7部
 - (11) 見積書 1部
- 5 書類の提出方法、提出期限及び提出先
- (1) 提出方法
郵送又は持参による。
 - (2) 提出期限
ア 4の(1)から(8)までの書類については、令和5年9月7日（木）午後3時まで（郵送による場合は書留とし、同日午後3時までに到着していること。）
イ 4の(9)から(11)までの書類については、令和5年9月25日（月）午後3時まで（郵送による場合は書留とし、同日午後3時までに到着していること。）
 - (3) 提出先
郵便番号 690-8502
島根県松江市殿町1番地 島根県教育委員会学校企画課情報推進係
電話 0852-22-6916 F A X 0852-22-5762
電子メール gakkokikaku@pref.shimane.lg.jp
- 6 提案競技に係る質問書について
- (1) 質問は、期限までに文書により提出すること（F A X又は電子メールによる質問書の送付も可とする。）
 - (2) 質問提出期限は、令和5年8月25日（金）午後5時までとする。
 - (3) 提出先
5の(3)に同じ
 - (4) 質問に対する回答は、令和5年9月1日（金）までに、提案競技説明書受領者全員に対し電子メールにより通知する。
- 7 提案競技参加資格確認審査結果の通知
提案競技参加資格確認申請者に対し、令和5年9月12日（火）までに、郵送にて通知する。
- 8 選定方法
- (1) 島根県立学校校務用ファイルサーバ等貸借業務に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い事業予定者を選定する。
 - (2) 提案書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じヒアリング及びプレゼンテーションを行う。
 - (3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。

- (4) ヒアリング及びプレゼンテーションの日程は、提案競技の参加者に別途通知する。
- (5) 審査は、次の方法で行う。
 - ア 仕様書に記載してある要求要件が満たされていることを確認する。
 - イ 提案書に記載された提案内容及び見積書に記載された見積額を別に定める評価基準に基づき評価する。
- (6) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
- (7) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が、当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき、及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定により、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規定第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

11 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (7) 提出書類の修正を求められた際には応じること。

12 提案競技に関する問合せ先

5の(3)に同じ

13 予算の減額又は削除に伴う契約の解除

契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、契約を変更又は解除することができるものとする。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the service required: Lease and maintenance of hardware and software for the File server system (1 set)
- (2) Deadline for submission of proposal documents : 3 : 00 p.m. 25 September 2023
- (3) For further details contact : School Planning Division, Shimane Prefectural Board of Education
Secretariat 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8502, Japan
TEL : 0852-22-6916